

経済産業省

令和6年度国内温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度実施事業費(環境負荷の見える化に向けたLCA(ライフサイクルアセスメント) / CFP(カーボンフットプリント)に関する調査)

GX 促進に向けたカーボンフットプリントの製品別算定ルール策定支援事業 公募要領

1. 背景

我が国は、2022年度に産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革、すなわち、GX（グリーントランスフォーメーション）を実行するべく、必要な施策を検討するため、内閣官房にてGX実行会議を設置し、2023年7月には「脱炭素成長型経済構造以降推進戦略（GX推進戦略）」を閣議決定しました。同戦略において「社会全体のGXの推進」を需要側から推進すべく、カーボンフットプリント等の排出量の見える化を含めた新たな需要創出策が掲げられています。

GXの実現にはグリーン製品の市場拡大が鍵となります。経済産業省では、カーボンニュートラル実現のためのサプライチェーン全体での排出削減に向けて、グリーン製品が選択されるような市場を創出し、我が国の成長に繋げていくことを目的として、2023年3月31日に「カーボンフットプリントレポート」及び「カーボンフットプリントガイドライン」を公表し、その中でグリーン製品の公平な算定・比較においては業界で統一された製品別算定ルールを確立することが不可欠であることを指摘しました。さらに、昨年度「令和5年度GX促進に向けたカーボンフットプリントの製品別算定ルール策定支援事業」により、4分野の製品別算定ルールの策定を支援いたしました。

本事業では、昨年度に引き続き製品別算定ルールの策定について支援を行い、サプライチェーン全体の排出量削減に貢献する先進例の創出を目指します。本事業へ参加を希望する団体を以下のとおり公募します。

なお、本事業の運営は、経済産業省から委託を受けたみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が事務局となって実施いたします。

2. 本事業の内容

(1) 支援対象業界団体

本事業では下記要項を満たす業界を募集します。

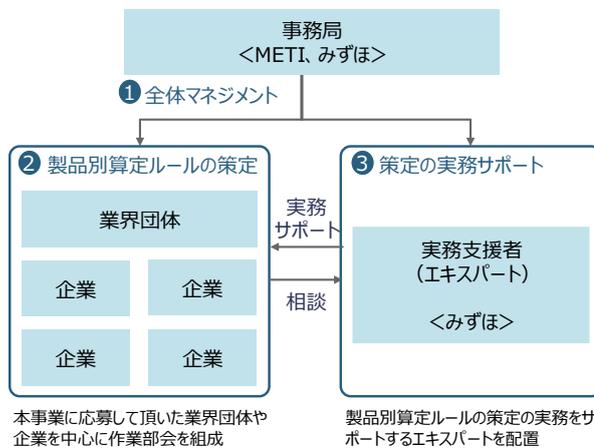
✔ : 必須要件 ◻ : 満たすことが望ましい要件

観点① 本事業で実施したいことの 提案内容	✔ 業界の脱炭素戦略におけるCFPの位置づけが明らかにされている (想定利用シーンなど) ✔ 製品別算定ルール策定の方向性を理解した上で、業界が取り組みたい実施内容のアイデアが提案されている
観点② 実施団体としての適性	✔ CFPもしくはLCA算定経験があり、実務を理解している企業が複数存在する ✔ 議論のとりまとめを行うリーダー企業・人物が明確になっている ◻ 製品に関連する主要企業の協力を幅広く取り付けられている ◻ ライフサイクル排出量が多い業界であり、排出量削減に取り組むインパクトが大きい

(2) 実施内容

参加団体（本公募に応募して頂いた業界団体・企業）と、事務局は、互いに協力しながら製品別算定ルール策定を進めます。役割分担としては、参加団体が主体となりつつ、事務局が全体のマネジメントを行い、製品別算定ルールの実務支援者が国際的なルール動向の共有、算定方法のアドバイスなどの実務支援を行います。（ただし、実務支援者（エキスパート）等による支援期間は、後述スケジュールの通り2025年3月までであり、この期間内で可能な範囲の支援を行います。）

体制図



役割

- ① 全体マネジメント（事務局）
 - 対象業界・製品の選定リード
 - 検討体制・役割分担のリード
 - 製品別算定ルールの型の作成
 - 事前相談・事前説明
 - 進め方の工夫について適宜共有
- ② 製品別算定ルールの策定（参加団体による作業部会）
 - 対象製品、検討体制についての合意
 - 標準となる製品別算定ルール素案の作成
 - CFPガイドラインをベースに、算定ルールの協議・合意形成・最終化
- ③ 策定の実務サポート（実務支援者）
 - 国際的なルール(ISO対応)、算定方法、バウンダリー等について適宜アドバイス
 - 算定負荷が高くなりすぎないための工夫のアドバイス
 - 国内外の事例共有

検討プロセスは下記の通りの想定です。

業務内容（イメージ）		役割分担		
		① 事務局	② 参加 団体	③ 実務 支援者
事前準備	対象・検討方法の設計			
	事前相談、事前説明	製品別算定ルールの策定の手順やポイントについて事前相談を行う	✓	✓
	製品の選定	業界団体と議論しながら、対象製品を特定・合意する	✓	✓
	検討座組の設計	検討会への参加企業、リーダー企業、各社役割分担を設計する	✓	✓
素案作成	検討プロセスの設計	製品別算定ルールの検討プロセス、想定課題と対処法を整理する	✓	✓
	目的や対象の定義			
	目的・ユースケース明確化	業界にとってCFPを活用するユースケースを明確化・合意する	✓	✓
	対象製品・サービス定義	対象製品・サービスの定義を行う	✓	✓
	類似事例の調査	海外の製品別算定ルール、国内の過去事例などの文献を調査する		✓
	素案の作成			✓
	素案項目の作成	製品別算定ルールの項目を整理		✓
	要検討ポイントの明確化	製品群における主要な脱炭素施策や、製品特徴を踏まえ、ルール策定において重点的に議論すべきことを予め整理する	✓	✓
協議	オプション整理	上記に対する対応案オプション、議論する際の留意事項を整理する		✓
	検討会の運営			
	各検討会アジェンダ設計	1業種・製品あたり2時間×5回程度の検討会の各アジェンダ設計を行う	✓	✓
	検討会の議事進行	検討会に出席し、当日の議事進行を行う		✓
	議事録の作成	検討会の議事録作成を行う		✓
	各種アドバイス	検討会での要検討課題について、今後とりうるオプションの提示、留意事項の提示などを行う		✓

凡例 ✓ 主検討者 ✓ アドバイザー

(3) 本事業で目指す製品別算定ルール

政府の公共調達、民間のグリーン調達等に CFP が用いられる場合は高い客観性が必要となるため製品別算定ルールに従うことが必要となります。本事業では、製品・サービスの比較が想定される場合の製品別算定ルールの作成・整備を実施致します。

製品別算定ルールの作成においては、CFP の利活用シーンに応じて客観性・正確性の担保が必要となりますが、ルールが詳細・厳格なものになればルール策定や算定の業務負担が大きくなることが想定され、両者のバランスを如何に取っていくのが重要となります。

本事業では、上記のような従来の CFP の算定の課題を踏まえ、民間企業の創意工夫により、以下のような検討を行うことで、新たなモデルケースとなる意欲を持つ企業や業界団体を積極的に支援します。

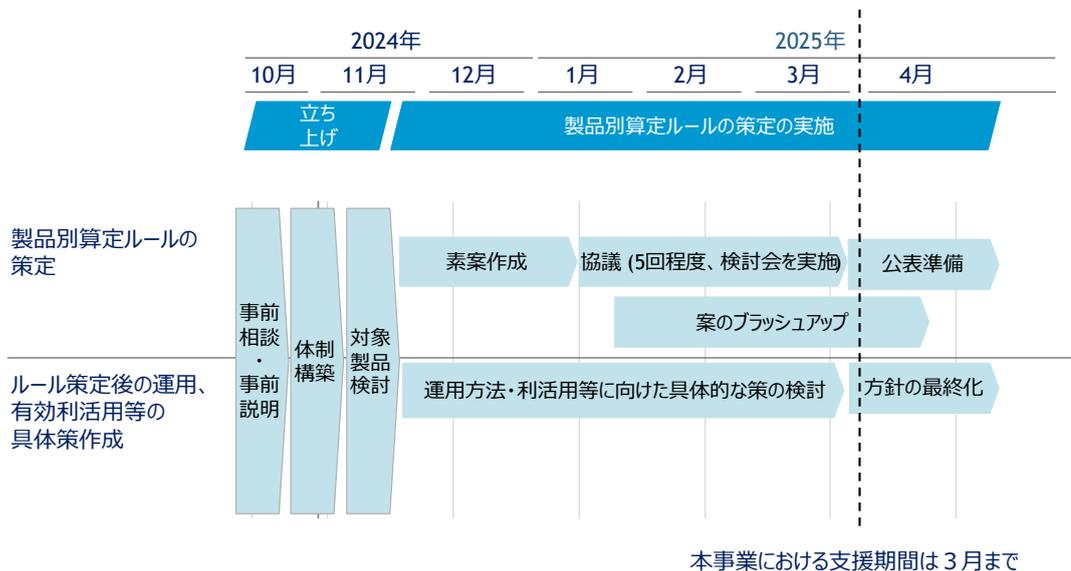
- 適切な算定の業務負担および算定結果の客観性や正確性を担保するルールを検討
- 対象とする製品・サービスの特性や固有の事情を踏まえ、関係者の同意が得られるように適切な範囲（製品・サービスの定義や算定対象範囲など）を検討

なお本件で参考になり得る事例は下記の通りです。

- Foundation Earth LCA METHODOLOGY FOR ENVIRONMENTAL FOOD LABELLING
- Together for sustainability TFS PRODUCT CARBON FOOTPRINT (PCF) GUIDELINE
- SuMPO（一般社団法人サステナブル経営推進機構）製品カテゴリールール（PCR）
- European Commission Product Environmental Footprint (PEF) method

(4) 実施及び支援スケジュール

採択決定後速やかにモデル事業の実施及び支援を開始し、2025年3月まで支援を実施する予定です。概ね以下のようなスケジュールで支援を進めることを想定しており、本事業の支援期間において可能な範囲の支援を行います。実際のスケジュールや支援方法は各業界の検討状況や支援ニーズに応じて調整させていただきます。



(5) 参加団体に求められる役割と支援の進め方

参加団体は、国内外の関連情報収集、分析、利害関係者との協議（5回程度の検討会）等を通じ、上記に記載されている内容に主体的に取り組んでいただきます。実務支援者は、検討会への参加のみならず、そのための準備作業など参加団体の各種取組を支援します。具体的には、検討の進め方や内容に関するアドバイス、先進業界のベストプラクティスの紹介等を実施します。

採択決定後速やかに本事業による支援を開始し、2025年3月まで支援を実施する予定です。

(6) 成果物

参加団体には、以下のことに取り組んだ結果を、3月末を目安として経済産業省イノベーション・環境局 環境政策課 GX 推進企画室に報告していただきます。報告時期までに製品別算定ルールの策定が完了していない場合は、今後検討すべき事項と策定までのおおよそのスケジュールについて報告をして頂くことを想定しています。

- ① 製品別算定ルールの策定
- ② 上記ルールの運用、有効利活用等の提案

3. 本事業への参加方法

(1) 募集期間

令和6年10月11日(金)～11月11日(月) 14時必着

(2) 応募手続き

イ) 申請書に必要事項を記載し、PDF化したファイルを提出期限までに下記提出先に電子メールにて提出してください。提出された申請書は本支援の採択に関する審査、及び採択団体・企業に対する支援メニューの検討以外の目的には使用しません。なお、申請書を提出した団体・企業には、事務局から申請書の内容について問い合わせの連絡をさせて頂く場合がございます。

ロ) 申請書提出先

E-mail : METI_LCA_CFP2024@mizuho-rt.co.jp

(3) 参加団体の採択

イ) 採択数

2団体(業界)程度

ロ) 採択基準

「2.(1) 支援対象業界団体」の採択基準から参加団体(業界)を選定いたします。

4. 免責事項

① 本事業は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が実施する。申請書を提出した団体・企業は、本事業の採択に関する審査、及び採択企業に対する支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が経済産業省のほかみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社にも、事業の実効性向上の観点から、情報を共有することに同意すること。

② 本事業に関する参加企業の活動にかかる費用は、原則として参加団体・企業が負担すること。

③ 本事業に参加する団体・企業は、経済産業省WEBサイト等において支援事業の参加団体・企業として公表する。また、不採択となった団体・企業は公表しない。

④ 本事業において事務局側が作成した資料(ベストプラクティス集等)の著作権は経済産業省及びみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社に属し、参加団体・企業は非独占的使用権を許諾されるものとする(複製、改変に関しては自己利用のみ可能。)

⑤ 参加団体・企業が作成する資料の著作権については、参加団体・企業に属するものとする。ただし、経済産業省WEBサイトの規定(※)に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。

※ (URL) <https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

⑥ 本事業において、経済産業省及びみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社に提供された団体・企業情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、経済産業省、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が使用することに同意すること。(参考：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の個人情報に関するプライバシーポリシー <https://www.mizuho-rt.co.jp/privacy/policy.html>)

⑦ 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本事業を中止する場合がある。

- ⑧ 参加団体・企業は、参加団体・企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したもとする。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

5. お問い合わせ先

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

E-mail : METI_LCA_CFP2024@mizuho-rt.co.jp